

高松市・香南町合併協議会

## 第2回会議資料

日 時：平成16年3月25日（木）

午前10時

場 所：香南町中央公民館 2階 講堂

## 目 次

### ( 報 告 事 項 )

報告第 3号	幹事長及び副幹事長の互選結果について -----	1
報告第 4号	幹事会部会部会長の指名結果について -----	2
報告第 5号	高松市・香南町合併協議会だよりの発行について -----	6
報告第 6号	高松市・香南町合併協議会ホームページの開設 について -----	8

### ( 議 案 事 項 )

議案第 10号	平成16年度高松市・香南町合併協議会事業計画 について -----	10
議案第 11号	平成16年度高松市・香南町合併協議会予算 について -----	12

### ( 協 議 事 項 )

協議第 1号	合併の方式(協定項目第1号)について (第1回会議提案：継続協議) -----	18
協議第 2号	合併の期日(協定項目第2号)について (第1回会議提案：継続協議) -----	21
協議第 3号	市の名称(協定項目第3号)について (第1回会議提案：継続協議) -----	24
協議第 4号	市の事務所の位置(協定項目第4号)について (第1回会議提案：継続協議) -----	25

### ( そ の 他 )

	市町村合併関係3法案の概要について -----	26
	合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について -----	26
	高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について -----	26

報告第3号

幹事長及び副幹事長の互選結果について

平成16年3月19日に開催した幹事会において、高松市・香南町合併協議会幹事会規程第5条第1項の規定に基づき、幹事会の幹事長及び副幹事長が互選されたので、次のとおり報告する。

平成16年3月25日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

幹事長	井 竿 辰 夫（高松市助役）
副幹事長	川 田 茂（香南町収入役）

報告第4号

幹事会部会部会長の指名結果について

高松市・香南町合併協議会幹事会部会規程第3条第2項の規定に基づき、平成16年3月19日に幹事会部会部会長を指名したので、別紙のとおり報告する。

平成16年3月25日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

凡例：部会長

高松市・香南町合併協議会幹事会部会

部 会 名	委 員	
	高 松 市	香 南 町
総務部会	<b>総務部長</b> 総務部次長 秘書課長 秘書課国際交流室長 庶務課長 人事課長 情報システム課長 広聴広報課長	総務企画課長
企画財政部会	<b>企画財政部長</b> 企画財政部次長 税務長 企画課長 企画課水問題対策室長 企画課行政改革推進室長 財政課長 納税課長 市民税課長 資産税課長 管財課長 出納室長	総務企画課長 上下水道課長 税務課長 出納室係長
市民部会	<b>市民部長</b> 市民部次長 市民生活課長 市民生活課ボランティア・市民活動室長 市民課長 人権啓発課長 保険年金課長 市民会館管理事務局長 女性センター館長	総務企画課長 住民課長 建設経済課長 税務課長 隣保館長
健康福祉部会	<b>健康福祉部長</b> 市民病院事務局長 健康福祉部次長 福祉事務所長 保健所次長 市民病院事務局次長 健康福祉総務課長 介護保険課長 障害福祉課長 長寿社会対策課長 保護課長 母子児童課長 保健所保健総務課長 保健所生活衛生課長 保健所保健予防課長 保健所保健センター長 市民病院庶務課長 市民病院医事課長	住民課長 保健センター所長 保育所長 児童館長

環境部会	<b>環境部長</b> 環境部次長 環境総務課長 環境総務課産業廃棄物対策室長 環境総務課新清掃工場整備室長 環境保全課長 リサイクル推進課長 リサイクル推進課適正処理対策室長 クリーン事業課長	総務企画課長 住民課長 上下水道課長
産業部会	<b>産業部長</b> 産業部次長 競輪局長 中央卸売市場長 商工労政課長 観光課長 農林水産課長 土地改良課長 競輪局事業課長 中央卸売市場業務課長	建設経済課長
都市開発部会	<b>都市開発部長</b> 都市開発部次長 太田第二土地区画整理事務所長 都市計画課長 都市計画課高速交通対策室長 都市再開発課長 建築指導課長 公園緑地課長	総務企画課長 建設経済課長
土木部会	<b>土木部長</b> 土木部次長 監理課長 監理課技術検査室長 道路課長 交通安全対策課長 河港課長 建築課長 住宅課長 下水道管理課長 下水道施設課長 下水道建設課長	総務企画課長 建設経済課長 上下水道課長 住民課長
消防部会	<b>消防局長</b> 消防局次長 総務課長 予防課長 消防防災課長 情報指令課長	総務企画課長

水道部会	<u>水道局次長</u> 経営企画課長 財務管理課長 お客さまセンター所長 水道整備課長 浄水課長	上下水道課長
教育部会	<u>教育部長</u> 教育部次長 総務課長 学校教育課長 社会教育課長 少年育成センター所長 生涯学習センター館長 人権教育課長 市民スポーツ課長 教育文化研究所副所長 高松第一高等学校事務長	教育委員会課長 幼稚園長
文化部会	<u>文化部長</u> 文化部次長 市民文化センター館長 文化振興課長 文化芸術ホール整備課長 歴史資料館長 図書館長 菊池寛記念館長 美術館美術課長	教育委員会課長 歴史民俗郷土館長 公民館長
監査部会	<u>監査事務局長</u> 監査事務局監査課長	監査委員書記
公平部会	<u>公平委員会事務局長</u>	総務企画課長
選挙部会	<u>選挙管理委員会事務局長</u> 選挙管理委員会選挙課長	選挙管理委員会書記長
農業委員会部会	<u>農業委員会事務局長</u> 農業委員会事務局主幹	農業委員会事務局長
議会部会	<u>市議会事務局長</u> 市議会事務局次長 総務調査課長 議事課長	議会事務局長

報告第5号

高松市・香南町合併協議会だよりの発行について

高松市・香南町合併協議会だよりを発行したので、別紙のとおり報告する。

平成16年3月25日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増田昌三



(別紙)

高松市・香南町合併協議会だよりの発行について

1 発行目的

高松市・香南町合併協議会での協議内容や協議状況及び市町合併に関する情報を住民に提供し、市町合併に対する理解を深めることを目的とする。

2 発行時期

平成16年3月

3 発行部数

128,000部

4 創刊号

別添のとおり

報告第6号

高松市・香南町合併協議会ホームページの開設について

高松市・香南町合併協議会ホームページを開設したので、別紙のとおり報告する。

平成16年3月25日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

## 高松市・香南町合併協議会ホームページの開設について

### 1 開設目的

高松市・香南町合併協議会での協議内容や協議状況及び市町合併に関する情報を住民に提供し、市町合併に対する理解を深めることを目的とする。

### 2 開設日

平成16年3月10日(水)

### 3 主な内容

協議会の概要、協議会の開催状況・スケジュール、合併協定項目の協議状況、会議録、会議資料、意見募集コーナー、傍聴のお知らせ、協議会組織図、協議会委員名簿、協議会規約・各規程等

### 4 情報の更新

随時(会議資料については会議終了後、速やかに、また、会議録については、原則として次回会議までに掲載する。)

### 5 ホームページアドレス

<http://www.takamatsu-kounan.jp>

### 6 ホームページ先頭画面

別添のとおり

議案第10号

平成16年度高松市・香南町合併協議会事業計画について

平成16年度高松市・香南町合併協議会事業計画を別紙のとおり定める。

平成16年3月25日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

平成16年度高松市・香南町合併協議会事業計画

- 1 合併協定項目の協議
- 2 行政制度・事務事業現況調査の実施及び調整
- 3 建設計画の作成
- 4 合併協議会だより、ホームページによる情報の提供
- 5 協議会、幹事会、部会等の開催
- 6 合併協議会等先進地の情報収集及び調査研究
- 7 その他必要な合併に関する調査・研究

議案第 1 1 号

平成 1 6 年度高松市・香南町合併協議会予算について

平成 1 6 年度高松市・香南町合併協議会予算を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 3 月 2 5 日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

平成16年度高松市・香南町合併協議会予算

平成16年度高松市・香南町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,202千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 歳出予算に計上した予算額に過不足を生じた場合、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成16年3月25日

高松市・香南町合併協議会会長 増田昌三

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 負担金		16,600
	1 負担金	16,600
2 国庫支出金		0
	1 国庫補助金	0
3 県支出金		16,600
	1 県補助金	16,600
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 諸収入	1
歳入合計		33,202

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 運営費		8,490
	1 会議費	2,593
	2 事務費	5,897
2 事業費		24,612
	1 事業推進費	24,612
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		33,202



歳入歳出事項別明細書

歳入

(款) 1 負担金 (項) 1 負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	16,600	2,650	13,950	1 市町負担金	16,600	合併協議会負担金 高松市 11,539 香南町 5,061
計	16,600	2,650	13,950			

(款) 3 県支出金 (項) 1 県補助金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 県補助金	16,600	2,650	13,950	1 県補助金	16,600	市町合併促進支援事業費補助金
計	16,600	2,650	13,950			

(款) 4 繰越金 (項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	0	1	1 繰越金	1	繰越金
計	1	0	1			

(款) 5 諸収入 (項) 1 諸収入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 諸収入	1	1	0	1 預金利子	1	預金利子
計	1	1	0			

歳 出

( 款 ) 1 運営費 ( 項 ) 1 会議費

( 単位 : 千円 )

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 会議費	2,593	471	2,122	1 報酬	650	協議会委員等報酬
				9 旅費	1,092	協議会委員等費用弁償
				11 需用費	71	協議会賄料
				13 委託料	447	会議録作成委託料
				14 使用料及び 賃 借 料	333	会議室使用料 60 放送録音機器借上料 273
計	2,593	471	2,122			

( 款 ) 1 運営費 ( 項 ) 2 事務費

( 単位 : 千円 )

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事務費	5,897	1,711	4,186	1 報酬	2,256	臨時職員報酬
				3 職員手当等	1,800	職員手当等
				4 共済費	302	臨時職員社会保険料等
				9 旅費	342	日額旅費等
				11 需用費	662	消耗品費等
				12 役務費	200	通信運搬費
				13 委託料	35	臨時職員健康診断委託料
				14 使用料及び 賃 借 料	250	車借上料等
				18 備品購入費	50	事務用備品等
計	5,897	1,711	4,186			

( 款 ) 2 事業費 ( 項 ) 1 事業推進費 ( 単位 : 千円 )

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事業推進費	24,612	3,109	21,503	8 報償費	512	委員研修講師謝金 200 協議会だより配布者報酬 312
				11 需用費	40	協議会だより発送用シール等
				12 役務費	4,601	協議会だより運搬料等
				13 委託料	15,459	協議会だより作成委託料 7,296 協議会だより仕分け配送委託料 963 建設計画作成等委託料 6,000 ホームページ管理委託料 1,200
				19 負担金、補助 及び交付金	4,000	県職員派遣負担金
計	24,612	3,109	21,503			

( 款 ) 3 予備費 ( 項 ) 1 予備費 ( 単位 : 千円 )

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 予備費	100	10	90		100	予備費
計	100	10	90			

協議第1号（第1回会議提案：継続協議）

合併の方式（協定項目第1号）について

合併の方式（協定項目第1号）を次のとおり決定することについて、協議を  
求める。

平成16年2月9日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第1号	合併の方式について
香川郡香南町を廃止し、その区域を高松市に編入するものとする。		

平成 年 月 日 確認

(資料1)

合併の方式の事例

合併後の市の名称	合併後の人口	合併前人口	合併期日	合併方式
新潟市	527,324人	新潟市 501,431人	平成13年 1月 1日	編入
		黒埼町 25,893人		
西東京市	180,885人	田無市 78,165人	平成13年 1月21日	新設
		保谷市 102,720人		
さいたま市	1,024,053人	浦和市 484,845人	平成13年 5月 1日	新設
		大宮市 456,271人		
		与野市 82,937人		
さぬき市	57,772人	津田町 8,370人	平成14年 4月 1日	新設
		大川町 6,977人		
		志度町 22,939人		
		寒川町 6,041人		
		長尾町 13,445人		
つくば市	191,814人	つくば市 165,978人	平成14年11月 1日	編入
		荃崎町 25,836人		
福山市	403,915人	福山市 378,789人	平成15年 2月 3日	編入
		新市町 21,695人		
		内海町 3,431人		
静岡市	706,513人	静岡市 469,695人	平成15年 4月 1日	新設
		清水市 236,818人		
東かがわ市	37,760人	引田町 8,635人	平成15年 4月 1日	新設
		白鳥町 12,965人		
		大内町 16,160人		
新居浜市	125,814人	新居浜市 125,537人	平成15年 4月 1日	編入
		別子山村 277人		
呉市	205,382人	呉市 203,159人	平成15年 4月 1日	編入
		下蒲刈町 2,223人		

人口は平成12年10月1日現在(国勢調査のデータ)

## 新設合併と編入合併の比較

項目		新設合併	編入合併
定義		合併は、自治体の廃置分合の一態様で、自治体の数の減少を伴うもの。 2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くこと。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入すること。
法人格		合併後、新しくできる合併市町村に新たに法人格が発生する。合併前にあった合併関係市町村の法人格は消滅する。	編入する市町村の法人格が継続する。全部が編入される市町村の法人格は消滅する。
合併市町村の名称		新たに定める。	通常は、編入する市町村の名称となる。
事務所の位置		新たに定める。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		消滅する合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 新しくできる合併市町村の法定定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。 合併後の議員定数が増加する場合は増員選挙を行う。
	特例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定定数の2倍まで）とする。 消滅する合併関係市町村の議会の議員で新しくできる合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。	次のいずれかによることができる。 増員選挙、さらにこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができる。 （増加分は編入される区域に配分） 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を探ることができる。
農業委員会の委員	原則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
	特例	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、新しくできる合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。	編入される市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。（新たに選任する。）	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。
一般職の職員		消滅する合併関係市町村の職員は全員失職するが、全員新しくできる合併市町村に引き継がれる。	編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は全員編入する市町村に引き継がれる。
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する。）	編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う。）
建設計画の策定		新しくできる合併市町村の全域に係る建設計画を策定する必要がある。	少なくとも編入される市町村の区域に係る建設計画を策定する必要がある。

農業委員会の委員については、合併市町村に一つの委員会を置くこととする場合

協議第2号（第1回会議提案：継続協議）

合併の期日（協定項目第2号）について

合併の期日（協定項目第2号）を次のとおり決定することについて、協議を  
求める。

平成16年2月9日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第2号	合併の期日について
合併の期日は、現時点において、平成17年3月31日を目標とする。		

平成 年 月 日 確認

( 資料 1 )

1 合併の期日を決定することの意義

- (1) 合併協議を着実に進めていくための目標を設定することになる。
- (2) 建設計画の期間の始期を明確にすることになる。

2 合併の期日を決定するに当たっての留意点

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を考慮すること。

合併するとすれば、市町村の合併の特例に関する法律に基づく各種の財政支援措置を受けることが望ましく、そのためには、同法の期限である平成17年3月31日までに合併する必要がある。

- (2) 合併の手続きに要する期間を考慮すること。

合併するためには、合併協定書の調印後、高松市及び香南町の両議会において、合併議案の議決が行われてから、県知事への合併申請、県議会における議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出、総務大臣の告示など、様々な手続きが定められており、相当の期間を要することから、この点を十分考慮して、合併の期日を定める必要がある。

- (3) 合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう、合併準備作業の期間を考慮するとともに、会計処理や電算システムの移行等に、できるだけ支障の少ない時期を想定すること。

- ・ 電算システムの統合や条例・規則の改正など、合併準備作業に要する期間を考慮する必要がある。
- ・ 年度末を合併の期日とした場合、合併による両市町の決算処理は、出納整理期間がないことから、これに伴う事務処理と通常の入・支出が一時に重なるため、会計処理が極めて輻輳することになる。
- ・ 合併の前日まで、現行の電算システムを稼働しながら、合併の期日から統合した新システムに移行するためには、休日を利用して移行・検証作業を行うことが適当である。



(資料2)

## 合併の期日の事例

### 1 平成11年度以降に合併した先行事例

合併期日	合併後の市の名称	合併関係市町村数	合併方式	法定協議会設置期日
平成11年 4月 1日(木)	篠山市	4町	新設	平成 9年 4月 1日
平成13年 1月 1日(月)	新潟市	1市1町	編入	平成11年12月21日
平成13年 1月21日(日)	西東京市	2市	新設	平成11年10月11日
平成13年 4月 1日(日)	潮来市	2町	編入	平成11年 8月23日
平成13年 5月 1日(火)	さいたま市	3市	新設	平成12年 4月29日
平成13年11月15日(木)	大船渡市	1市1町	編入	平成13年 7月16日
平成14年11月 1日(金)	つくば市	1市1町	編入	昭和63年 2月 8日
平成15年 2月 3日(月)	福山市	1市2町	編入	平成14年 1月21日
平成15年 3月 1日(土)	廿日市市	1市1町1村	編入	平成14年 4月 1日
平成15年 4月 1日(火)	静岡市	2市	新設	平成10年 4月 1日
平成15年 4月 1日(火)	新居浜市	1市1村	編入	平成14年 4月 1日
平成15年 4月 1日(火)	呉市	1市1町	編入	平成14年 4月 4日

### 2 今後、合併が予定されている事例

合併期日(予定)	協議会の名称	合併関係市町村数	合併方式	法定協議会設置期日
平成16年 4月 1日(木)	宇摩合併協議会	2市1町1村	新設	平成14年 7月 1日
平成16年11月 1日(月)	西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会	2市2町	新設	平成14年10月 1日
平成16年11月 1日(月)	鹿児島地区合併協議会	1市5町	編入	平成15年 1月24日
平成17年 1月 1日(土)	高知市・鏡村・土佐山村合併協議会	1市2村	編入	平成15年 1月24日
平成17年 1月 4日(火)	長崎地域合併協議会	1市6町	編入	平成14年10月 1日
平成17年 3月22日(火)	丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会	1市2町	新設	平成15年 4月 1日

協議第3号（第1回会議提案：継続協議）

市の名称（協定項目第3号）について

市の名称（協定項目第3号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年2月9日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第3号	市の名称について
市の名称は、高松市とする。		

平成 年 月 日 確認

協議第4号（第1回会議提案：継続協議）

市の事務所の位置（協定項目第4号）について

市の事務所の位置（協定項目第4号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年2月9日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第4号	市の事務所の位置について
市の事務所の位置は、高松市番町一丁目8番15号とする。		

平成 年 月 日 確認

#### 4 その他

(1) 市町村合併関係3法案の概要について

(2) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

(3) 高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について

##### ア 第3回会議

(ア) 日時 平成16年4月20日(火)午後1時30分

(イ) 場所 高松市役所 13階 大会議室